

清瀬市認可保育園の保育料について
(答 申)

平成25年12月
清瀬市使用料審議会

目 次

はじめに	1
1. 清瀬市の財政状況	2
2. 保育事業概要	3
① 施設・定員・待機児童数の状況	
② 保育料の仕組み	
③ 認可保育園の運営費	
3. 保育料の適正化	6
4. 付言	8
◇ 資料	
審議経過	10
委員名簿	11
清瀬市使用料審議会条例	12

◆はじめに

清瀬市では健全財政の確立と効率的な行政運営を図るため、平成23年9月に「第4次清瀬市行財政改革実施計画」を策定した。この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし、その中において、受益者負担の適正化は重要な施策として位置づけられている。この計画を受け、清瀬市使用料審議会は、平成25年8月23日に渋谷清瀬市長から、清瀬市認可保育園の保育料について審議し、適正化を図るよう諮問を受けた。

当審議会は、清瀬市長より委嘱された学識経験者や公募市民など10名の委員により構成され、全5回の会議を開催する中で、保育料等の現状把握、問題点についての検討を重ねてきた。これらを踏まえて、清瀬市認可保育園における保育料の適正化について審議し、当審議会としての結論をまとめたので、ここに答申する。

なお、本答申については、受益者負担の適正化・公平化を図ることで、行財政改革の一助として、公平性と透明性を確保し、効率的に市政運営されることを願うものである。

平成25年12月

清瀬市使用料審議会

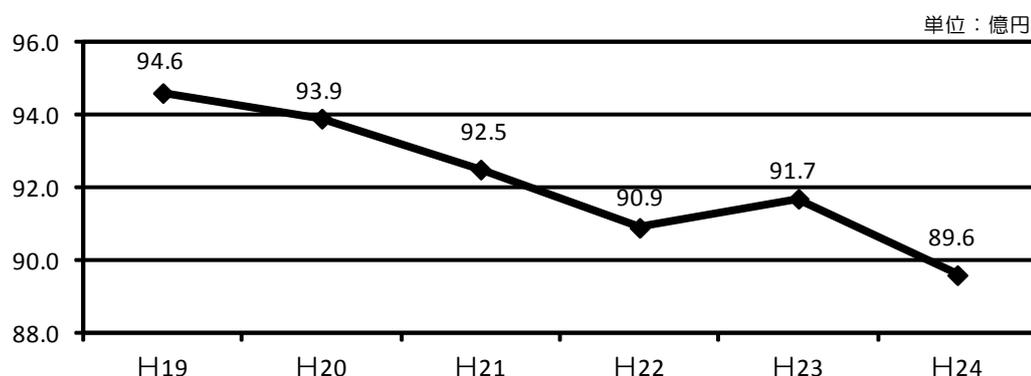
1. 清瀬市の財政状況

清瀬市の歳入の根幹である市税収入は、税制度の改正があった平成19年度以降、90億円を上回っていたが、平成24年度においては長引く景気の低迷の影響等により、90億円を下回る結果となった。一方、歳出においては、生活保護費や自立支援給付費などの扶助費が年々増加する中、平成24年度の歳出総額に占める民生費の割合が初めて50%を超えるという状況となっており、非常に厳しい財政運営を強いられている。

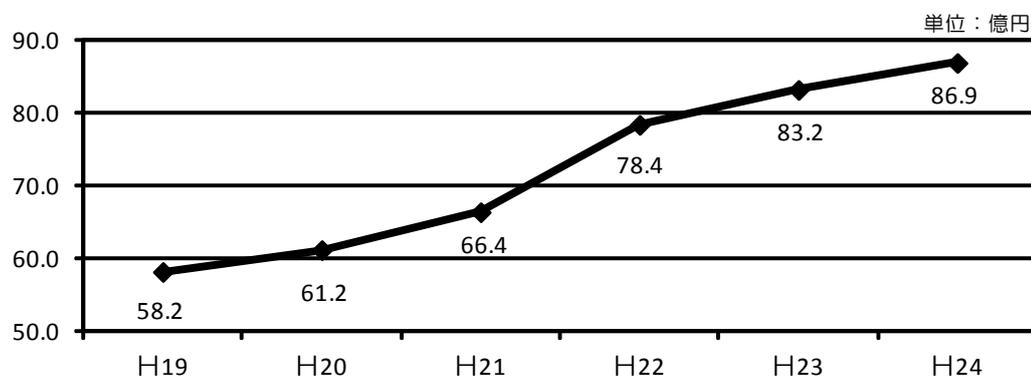
また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、清瀬市の平成52年度における64歳以下の人口が現在より約1万6,000人減少するのに対し、65歳以上の高齢者人口は約5,000人増加すると見込まれている。このような少子高齢化の進展は、市税収入の減少や社会保障費の更なる増加を及ぼし、市財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況となることを見込まれている。

このような状況の中、今後も市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを続けていくためには、使用料・手数料の定期的な見直しを行うとともに、事務事業の改善を行うなど行財政改革を推進し、安定的な財政運営に努めていく必要がある。

☆市税収入の推移（決算額）



☆扶助費の推移（決算額）



2. 保育事業概要

①施設・定員・待機児童数の状況

清瀬市は、これまで待機児童の解消を図るため、清瀬市実施計画（前期：平成21～24年度）に基づき、平成22年度に、きよせ保育園で定員34人の増加、すみれ保育園分園で定員26人の増加を図り、平成23年度には、きよせ保育園で更に定員66人の増加を図ってきたところである。

しかし、就業形態の変動や社会情勢を背景に、保育に対するニーズは高まり、待機児童数は増加傾向にある。このような中、更なる子育て環境の充実を図るため、清瀬市実施計画（後期：平成25～27年度）で保育園の民営化を図りつつ保育園定員の拡大を掲げ、今後、平成26年度に私立保育園2園を新設し、平成26年度末に公立保育園2園を廃止する一方、平成27年度に更に私立保育園1園の新設、1園の増築により、現在の定員数1,178人を平成27年度までに135人増の1,313人となるよう施設整備等を予定しており、現時点では待機児童の解消が見込まれている。

☆保育園数の推移（平成26・27年度は見込みの数値）

単位：園

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公立	8	8	8	8	8	8	8	8	6
私立	5	5	5	6	6	6	6	8	9
合計	13	13	13	14	14	14	14	16	15

☆定員数の推移（平成26・27年度は見込みの数値）

単位：人

年齢	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
0歳	86	86	86	89	92	92	92	123	136
1歳	138	138	138	159	167	167	167	185	195
2歳	176	176	176	194	207	207	207	219	227
3歳	213	213	213	219	233	233	233	255	240
4歳	218	218	218	224	238	238	238	270	255
5歳	221	221	221	227	241	241	241	274	260
合計	1,052	1,052	1,052	1,112	1,178	1,178	1,178	1,326	1,313

☆待機児童数の推移（各年度4/1現在の数値）

単位：人

年齢	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0歳	3	3	2	2	5	18	2
1歳	14	22	14	7	6	29	27
2歳	14	14	23	8	2	5	20
3歳	5	3	3	6	2	1	2
4・5歳	5	6	1	1	3	0	1
合計	41	48	43	24	18	53	52

②保育料の仕組み

保育料は、児童福祉法に基づき、「家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」と定められており、自治体ごとに所得・児童の年齢に応じた応能・応益負担の考えに基づいて設定している。

保育料の設定については、国が「保育所徴収金基準額（以下、「国基準」という）」を定めているが、そのまま適用すると保護者の負担が大きくなりすぎるため、各自治体における実際の保育料は、国基準より低く設定されている状況である。

清瀬市においても、他の自治体と同様に、保育料を国基準より低く設定しており、国基準に対する保護者の負担している保育料の割合（以下、「徴収割合」という）は、平成24年度は全体で47.6%となっている。残りの52.4%については、あらゆる年齢層から納められている「税」などによって賄われていることから、保育料の設定にあたっては、負担の公平性という観点から、多くの市民の納得を得られるものでなければならない。

☆国基準額表と市基準額表の比較（3歳未満児「第1子」）

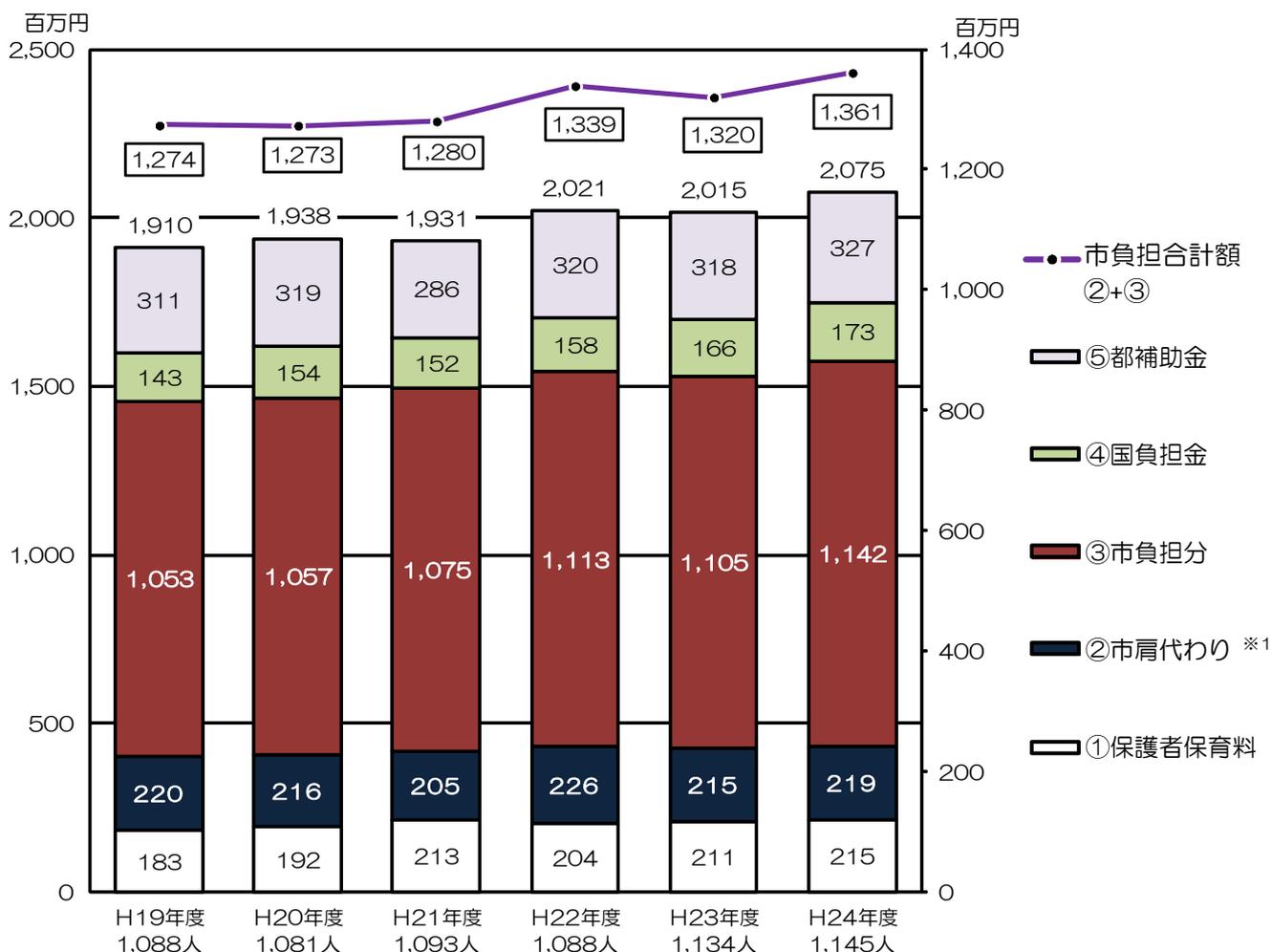
【国】			【市】			
単位：円			単位：円			
階層	課税状態	保育料	階層	課税状態	保育料	
第1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	
第2	市民税非課税世帯	9,000	B	市民税非課税世帯	0	
第3	市民税課税世帯	19,500	C	市民税均等割課税世帯	4,000	
				市民税所得割 10,000円未満	4,900	
				市民税所得割 10,000円以上	5,600	
第4	所得税課税 40,000円未満	30,000	D	第1	所得税課税 2,000円未満	7,000
				第2	2,000円以上 12,000円未満	8,600
				第3	12,000円以上 25,000円未満	10,300
				第4	25,000円以上 35,000円未満	13,500
第5	所得税課税 40,000円以上 103,000円未満	44,500	第5	35,000円以上 50,000円未満	18,500	
			第6	50,000円以上 72,000円未満	23,500	
第6	所得税課税 103,000円以上 413,000円未満	61,000	第7	72,000円以上 120,000円未満	28,900	
			第8	120,000円以上 180,000円未満	33,900	
			第9	180,000円以上 230,000円未満	39,200	
			第10	230,000円以上 280,000円未満	42,500	
			第11	280,000円以上 330,000円未満	43,300	
			第12	330,000円以上 380,000円未満	46,300	
第7	所得税課税 413,000円以上 734,000円未満	80,000	第13	380,000円以上 430,000円未満	47,100	
			第14	430,000円以上 500,000円未満	50,600	
			第15	500,000円以上 600,000円未満	50,800	
第8	所得税課税 734,000円以上	104,000	第16	600,000円以上 700,000円未満	51,300	
			第17	700,000円以上	51,800	

③認可保育園の運営費

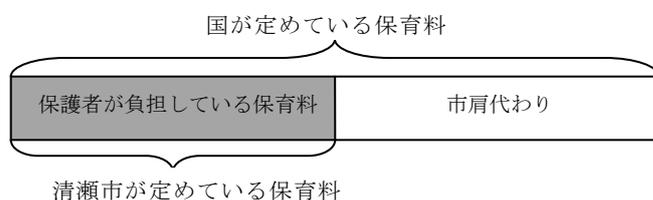
人件費や給食費、光熱水費などを含めた認可保育園の運営費については、保護者からの保育料、国の負担金、都の補助金、市の負担によって賄われている。清瀬市における運営費は、平成19年度においては19億1,000万円であったが、平成24年度では20億7,500万円となっており、1億6,500万円増加している。この増加に伴い、市負担額についても、平成19年度においては12億7,400万円であったが、平成24年度では13億6,100万円となっており、8,700万円増加している状況にある。

このような状況の中、児童数は、平成19年度の1,088人から、平成24年度には57人増加の1,145人となっており、このことは、清瀬市が待機児童解消を図るため、保育サービスの量的拡充を推進してきたことによるものである。

☆認可保育園運営に係る市負担額の推移（施設整備費を除く）（決算値）



※1：「市肩代わり」とは、国が定めている保育料と、清瀬市の保育料の差額。



3. 保育料の適正化

保育料の適正化を図る上で、次の①～⑥の項目を具体的な指針とし、⑦の保育料徴収基準額表改定案（以下、「基準額表改定案」という）を作成した。

①徴収割合

保育料の適正化を検討する上で、所得階層区分や保育料については、自治体により様々な設定がされており、一概に比較が困難であるため、徴収割合を比較対象とした。平成24年度における多摩地域26市平均の徴収割合は、49.0%であるのに対し、清瀬市は47.6%と1.4ポイント下回っている状況である。このようなことから、当審議会では、徴収割合は多摩地域26市平均の49.0%を適正値として、基準額表の改定を検討した。

②所得階層

所得階層については、現行は22階層となっているが、多摩地域26市の平均が23階層であることや、きめ細かく階層を設けることにより、応能負担の適正化が図られることから26階層とした。なお、所得階層の細分化にあたっては、所得額の範囲に規則性のなかった現行のD7階層をD7・D8階層に、現行のD8階層をD9・D10階層にそれぞれ2分割した。また、所得額の上限額を拡大し、現行のD17階層をD19・D20・D21階層に3分割した。

③保育料改定率

保育料については、応能負担を基本的な考え方とするが、消費税増税などを踏まえ、低所得者への配慮が必要と判断し、市民税非課税世帯（B階層）及び所得税非課税世帯（C階層）に加えてD1・D2階層については、今回の見直しでは改定を行わず、現行の保育料と同額とした。また、D3からD16階層（現行のD3からD14階層）については、原則として改定率を均等にとすることとし、D17階層（現行のD15階層）以降については、応能負担の観点から改定率に差を設けた。

④多子軽減

同一世帯において複数の児童が保育園等に同時に通園している場合については、保護者負担軽減の観点から、引き続き第2子については第1子の保育料の1/2とし、第3子以降については無料とした。

⑤年齢区分

年齢区分については、国基準では「3歳未満児」「3歳以上児」の2区分としているが、応益負担の観点から、引き続き現行のとおり「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分とした。

⑥ 固定資産税付加徴収金

固定資産税課税世帯については、本来の階層よりも1階層高くなるなど、付加徴収金を設定している自治体もあるが、保護者負担軽減の観点から、引き続き現行のとおり付加徴収は実施しないこととした。

⑦ 基準額表改定案

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)											
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児					
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
C階層	A階層及びD階層を除く世帯で前年度分の市民税の額が右の区分に該当する世帯	1階層	均等割のみの世帯		4,000	2,000	0	3,300	1,650	0	3,300	1,650	0
		2階層	所得割課税額が10,000円未満の世帯		4,900	2,450	0	4,200	2,100	0	4,200	2,100	0
		3階層	所得割課税額が10,000円以上の世帯		5,600	2,800	0	4,900	2,450	0	4,900	2,450	0
D階層	A階層を除き前年度の所得税課税世帯でその所得税の額が右の区分に該当する世帯	1階層	2,000円未満		7,000	3,500	0	6,500	3,250	0	6,500	3,250	0
		2階層	2,000円以上 12,000円未満		8,600	4,300	0	8,200	4,100	0	7,900	3,950	0
		3階層	12,000円以上 25,000円未満		10,500	5,250	0	10,300	5,150	0	8,800	4,400	0
		4階層	25,000円以上 35,000円未満		13,900	6,950	0	12,000	6,000	0	9,700	4,850	0
		5階層	35,000円以上 50,000円未満		19,100	9,550	0	13,100	6,550	0	10,300	5,150	0
		6階層	50,000円以上 72,000円未満		24,200	12,100	0	15,800	7,900	0	11,700	5,850	0
		7階層	72,000円以上 96,000円未満		29,400	14,700	0	17,800	8,900	0	14,800	7,400	0
		8階層	96,000円以上 120,000円未満		30,200	15,100	0	18,300	9,150	0	15,300	7,650	0
		9階層	120,000円以上 150,000円未満		34,500	17,250	0	20,300	10,150	0	16,500	8,250	0
		10階層	150,000円以上 180,000円未満		35,400	17,700	0	20,900	10,450	0	17,000	8,500	0
		11階層	180,000円以上 230,000円未満		40,500	20,250	0	23,800	11,900	0	19,200	9,600	0
		12階層	230,000円以上 280,000円未満		43,800	21,900	0	25,900	12,950	0	21,400	10,700	0
		13階層	280,000円以上 330,000円未満		44,700	22,350	0	26,700	13,350	0	22,300	11,150	0
		14階層	330,000円以上 380,000円未満		47,800	23,900	0	28,800	14,400	0	22,800	11,400	0
		15階層	380,000円以上 430,000円未満		48,600	24,300	0	29,600	14,800	0	23,600	11,800	0
		16階層	430,000円以上 500,000円未満		52,100	26,050	0	32,000	16,000	0	26,400	13,200	0
		17階層	500,000円以上 600,000円未満		52,600	26,300	0	32,400	16,200	0	26,700	13,350	0
		18階層	600,000円以上 700,000円未満		53,100	26,550	0	32,900	16,450	0	27,200	13,600	0
		19階層	700,000円以上 800,000円未満		53,900	26,950	0	33,600	16,800	0	28,000	14,000	0
		20階層	800,000円以上 900,000円未満		54,600	27,300	0	34,100	17,050	0	28,300	14,150	0
		21階層	900,000円以上		55,300	27,650	0	34,500	17,250	0	28,600	14,300	0

備考

- この表の「3歳未満児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による保育の実施がとられた日(以下「保育実施日」という。))の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいう。
- この表の「3歳児」とは、保育実施日の属する年度の初日において4歳に達していない児童(3歳未満児を除く。)をいう。
- この表の「第1子」、「第2子」及び「第3子以降」は、同一世帯において就学前児童が保育園(法第7条及び児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)に規定する認可保育園)、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条及び同法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第3条に定める認可幼稚園)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項に定める認定こども園)、特別支援学校幼稚園(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚園)及び情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部)に在籍又は児童発達支援(法第6条の2第2項に規定する児童発達支援)及び医療型児童発達支援(法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援)を利用する児童とする。
- この表のC階層の第1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C階層の第2階層及び第3階層における「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定を適用しないものとする。また平成22年度税制改正において廃止となった年少扶養控除および16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分を控除の対象として適用する。
- この表のD階層の第1階層から第21階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定により計算された所得税の額とする。ただし、この所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
 - 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

4. 付言

当審議会では、保育料の適正化に向けて応能負担や保護者負担軽減など、様々な視点により全5回にわたる議論を重ねてきたところである。その中で、基準額表改定案には直接反映しなかった項目ではあるが、保育料の適正化を図る上で重要な事項について、以下のとおり申し添える。

①消費増税

消費税については、平成26年4月より現行の5%から8%に引き上げることが決定し、平成27年10月には10%への引き上げも予定されているところである。このような中、本答申において保育料の改定を結論づけるにあたり、その実施時期についても議論を重ねてきたが、今後、定員数拡大や消費税増税に伴う保育園運営費の増加が見込まれる中、市の負担が増え、他の福祉分野への影響も懸念されることから、苦渋の決断であるが、平成26年度からの改定もやむを得ないと判断した。

②子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定子ども園について、利用料を保育料の形で設定されることが予定されている。現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力に応じて保育料が設定されるとしているが、詳しい内容については、現在、国において議論されている。この制度では、国が示す基準に基づき、市が保育料を定めることになることから、今後の動向に注視しながら認可保育園の保育料についても調整を図っていく必要がある。

③基準額表

基準額表改定案については、消費税増税や低迷が続く景気の動向を踏まえ、現行保育料からの急激な引き上げを避けるために、現行の基準額表をベースに検討を行ったため、所得階層幅や保育料の設定額に規則性がないなどの課題を完全に是正するまでには至らなかった。このようなことから、今後の保育料の適正化にあたっては、基準額表の抜本的な見直しについても検討されることが望ましい。

④保育サービス

保育サービスについては、一時・延長保育の推進、安全・安心な給食、看護師の配置など、現在の保育サービスの維持・質の向上を更に図っていく必要がある。

⑤保育料の徴収対策

平成24年度における保育料の滞納額は、現年度分で約340万円となっており、今後、保育料改定の際には、受益者負担や公平性の確保の観点から滞納者に対する徴収の取り組みを更に進めていく必要がある。

⑥その他

今後、保育料の改定を行うにあたっては、清瀬市の財政状況や保育料の仕組みのほか、保育料改定の必要性について、市報やホームページだけではなく様々な機会を通じて説明していく必要がある。

審議経過

区 分	日 程	内 容
第1回	8月23日	会長・職務代理選出 市の財政状況及び保育事業の概要について
第2回	10月 2日	認可保育園における保育料適正化について
第3回	10月24日	認可保育園における保育料適正化について
第4回	11月28日	認可保育園における保育料適正化について 答申（案）の説明
第5回	12月12日	答申（案）の確認

委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	備 考
会 長	辻 浩	日本社会事業大学社会福祉学部教授
職務代理	内 野 光 裕	清瀬ゆりかご幼稚園理事長
委 員	堀 淳 一	税理士
委 員	小 俣 みどり	NPO法人 子育てネットワーク・ピッコロ理事長
委 員	川 原 寿 春	NPO法人 子育てウイズアイ理事長
委 員	木 下 由 子	清瀬市男女平等推進委員会委員
委 員	稲 田 ヒロ子	清瀬市民生委員・児童委員協議会委員
委 員	堀 川 由 佳	清瀬市保育所父母の会連絡協議会
委 員	梅 原 慎 治	公募市民
委 員	金 子 浩 子	公募市民

清瀬市使用料審議会条例

昭和51年10月1日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 保育料及び市営住宅使用料の適正化について審議するため、市長の諮問機関として、清瀬市使用料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、学識経験者及び一般市民のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(分科会の設置)

第5条 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。